

# 令和5年度 事業計画

## <事業方針>

計量制度は、昭和26年の計量法制定以来、平成5年の改正計量法を経て今日まで本道の経済活動や道民生活の安全・安心に欠かすことができない社会基盤として重要な役割を担ってきた。

こうした中、国では近年の計量技術の進展や社会的環境変化への対応、民間事業者の参入促進など計量を取り巻く状況変化に対応するため計量法の政省令を改正し自動はかりのうち4器種を特定計量器として検定の対象とした。

しかし、昨年対象となる4器種のうち3器種については、使用の制限の開始時期が5年間延期され、更に検定の対象となる1器種についても、新たに特定計量器としての自動はかりの範囲が規定されるなど、更に状況が変わって来ていることから引き続き計量制度に関わる情報の収集に努めていく。

本会としては、国等の動向に注視しつつ、これまでと同様に適正計量の確保や計量思想の普及啓発に向けた取組みを推進する。また、指定定期検査機関として北海道や札幌市から委託されている質量計の定期検査業務を始め、計量管理業務や代検査業務等の効率かつ効果的な推進に努めることとする。

## <事業計画>

### 1 計量普及啓発事業

消費者における適正計量への理解と関心を高めるとともに、計量知識の向上を図るなど、計量思想の普及啓発に努める。

#### (1) 消費者の自主計量管理の推進

ア 家庭用計量器の正しい使い方と自主管理を推進するためのリーフレットを作成、配布

イ 消費者展及び家庭用計量器の精度確認検査への協力

ウ 商品試買量目調査への支援・指導 6市（7回）

消費者協会の依頼に基づく「商品試買量目調査」への支援及び指導

#### (2) 計量記念日事業の実施

支部や会員企業との連携によりポスターやPR用ティッシュペーパーを配布

#### (3) 計量展（計量ひろば）の開催

計量器や計量パネルの展示、計量制度に関する各種パンフレットの配布等を実施

3市（札幌市、函館市、帯広市）

## 2 人材育成事業

適正な計量の実施を確保するため、計量関係事業者の資質向上を目指した講習会・研修会を開催する。

- 「計量管理に関する講習会」（計量証明事業者） 札幌市 1回
- 「計量主任者研修講座」（流通事業者） 札幌市 1回
- 「特定計量器（質量計）販売事業者研修講座」（計量器販売事業者）  
札幌市、函館市 2回

## 3 広報活動事業

- 機関誌「計量だより」を年3回発行し、会員や団体等へ計量関係情報を提供
- ホームページの運営

## 4 指定期検査事業

北海道及び札幌市の「指定期検査機関」として、質量計の定期検査を実施する。

(1) 北海道（ひょう量1t以上で自重計を除く。）

- 〈実施地域〉 7市55町4村
- 〈実施台数〉 188台
- 〈実施日数〉 59日

(2) 札幌市

- 〈実施地域〉 札幌市東区・北区・厚別区・清田区・豊平区・白石区
- 〈実施台数〉 5014台
- 〈実施日数〉 136日

## 5 検査事業

(1) 北海道自主計量管理協議会会員店舗の質量計の定期検査、精度確認検査

(2) 適正計量管理事業所の計量管理受託

(3) 計量証明事業者の質量計の定期検査

〈設置場所〉 札幌市・石狩市・北広島市・小樽市・砂川市・苫小牧市・室蘭市・  
函館市・当麻町

(4) バルククーラーの精度確認検査

## 6 日本郵政グループ計量管理受託事業

〈実施地域〉 札幌市(中央区・北区・東区・西区・手稲区・白石区)、渡島、石狩、後志、十勝、釧路、根室振興局管内及び天売島・焼尻島・奥尻島に所在する郵便局等

〈実施事業所数〉 742事業所

## 7 大型はかり検査車両運行事業

特定市が行う大型はかりの定期検査業務に使用する検査車両等を貸与する。

〈貸与先〉 苫小牧市・帯広市・旭川市

〈貸与日数〉 5日間

## 8 会議等

- (1) 理事会  
令和5年5月 札幌市において開催予定  
令和6年3月 //
- (2) 令和5年度 定時総会  
令和5年6月 札幌市において開催予定
- (3) 令和5年度 東北六県北海道計量協会会長会議  
令和5年10月 札幌市において開催予定
- (4) 令和5年度 東北・北海道計量大会及び連合会総会  
令和5年10月 札幌市において開催予定
- (5) 令和5年度 東北六県北海道計量協会 事務局長会議  
令和6年2月 札幌市において開催予定
- (6) 令和5年度 計量記念日全国大会  
令和5年11月 東京都において開催予定
- (7) (一社)日本計量振興協会理事会  
令和5年4月 東京都において開催予定  
令和6年3月 //
- (8) (一社)日本計量振興協会 定時総会  
令和5年5月 東京都において開催予定

## 9 その他

本会組織の強化を図るため、計量関係事業者の未加入者に対し、新規加入促進を行う。